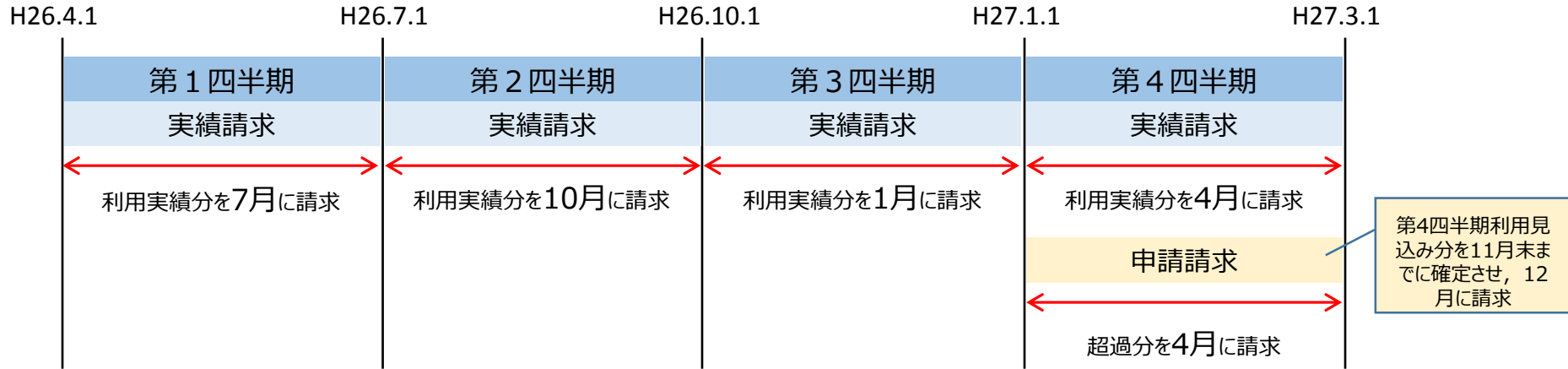




利用料金請求に関して



① 全ユーザー『四半期ごとの請求 (※)』 (NIMS内部ユーザーは除く)

- ◆ 4- 6月期 (第1四半期) の利用 … 第1四半期利用実績分を7月請求
- ◆ 7- 9月期 (第2四半期) の利用 … 第2四半期利用実績分を10月請求
- ◆ 10-12月期 (第3四半期) の利用 … 第3四半期利用実績分を1月請求
- ◆ 1- 3月期 (第4四半期) の利用 … ② 参照

※ 支援課題は年度内継続可能なため、四半期ごとの申請は必要ありません

② 1-3月期は「実績請求」か「申請請求」のいずれかを11月末までに選択

- ◆ 実績請求の場合 … 第4四半期利用実績分を翌年度4月に請求
- ◆ 申請請求の場合 (※) … 11月末までに1-3月の利用見込みを仮予約し、前払いとして12月に請求

※ 「申請請求」の注意点

1. 申請請求金額を超える利用は原則不可 (超えた場合は超過分を翌年度4月に請求)
2. 申請請求金額に達しなかった場合の返金不可 (利用約款第10条に準ずる)
3. 申請請求金額内であれば、予約日時、利用装置、利用形態等の変更は可